

橋梁等建設物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う皆様へ

一般社団法人兵庫労働基準連合会

昨年、厚生労働省の通達により、橋梁等建設物の塗布された塗料の剥離やかき落とし作業を行う発注者に対して、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について把握している情報を施工者に対して適切な実施等の配慮が求められました。

(平成 26 年 5 月 30 日付け基安労発 0530 第 1 号基安化発 0530 第 1 号の厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長及び化学物質対策課長通達「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」)

一般に錆止め等の目的で鉛やクロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う施工者は、鉛中毒予防規則等関係法令に従い湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施して、適切なばく露防止対策を講じることが必要となりました。

当連合会では、鉛作業主任者技能講習は毎年 1 回実施しております。

今年度は、9月24日～25日の2日間です。

是非、この機会を利用して労働者の健康障害のない明るい作業環境の形成に努めてください。